

用語解説

《個人情報保護法》

個人情報を取り扱う事業者に対する取扱い方法を定めた法律。正式名称は、「個人情報の保護に関する法律」で2005年4月に施行されました。本指針は、この法律に従って記述をしています。

(個人情報保護法施行以後、インターネットやスマートフォン、交流サイト(SNS)が普及し、利用者の位置情報や、電子商取引(EC)の購買履歴などの大量データが流通したり、センサーの発達により顔認証・指紋認証が登場しどの情報が個人情報なのか再定義する必要がでてきています。H26年度末現在、政府のIT総合戦略本部は、個人情報保護法の改正案を検討中です)

《個人情報》

「個人情報」とは、生存している個人に関する情報(死亡している場合にはこの限りではない)であって、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報も含まれます。たとえば、保険証に記載されている「記号・番号」は、単独では特定の個人を識別することはできませんが、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別できるため個人情報に該当します。個人が特定できない情報は、個人に関する情報であってもこの指針でいう個人情報ではありません。

《個人データ》

「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報のことをいいます。なお、「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、またはコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、生年月日順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態にしているものをいいます。

《保有個人データ》

「保有個人データ」とは、個人データのうち、健保組合等の個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有するものをいいます。ただし、1.)その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの、2.)6ヶ月以内に消去する(更新することは除く。)こととなるものは「保有個人データ」から除かれます。

《第三者》

「当健保」と「被保険者等の個人(被保険者か被扶養者のどちらか)」が共有する個人情報の取扱いに関して、該当する両者以外のものを「第三者」と呼びます。第三者には、個人情報を当健保が本人の同意なしに提供してはならないとされています(個人情報保護法)。ただし、当健保が業務を行う際、被保険者等の利益を確保する観点から業務委託する場合(データを正確かつ迅速に計算機処理させて被保険者等への良質なサービス提供を行うことなど)、業務委託を受けた業者(業務受託者という)は、当健保の一部業務を遂行する者で見なし、第三者には入りません。業務受託者は、当健保と当該業務の委受託契約を締結する際には、個人情報に関する秘密保持契約を締結いたします。

また、当健保と事業主(たとえば富士フイルム(株))が共同で行う事業(たとえば当健保にとっての「40歳以上の特定健康診査」と事業主にとっての「法定定期健康診断」は重複しています)などの業務に関連する個人情報の取扱いに関して、事業主は第三者に該当しません。(これを個人情報の共同利用という)
また、被保険者等において、被保険者(たとえば夫)から見た場合、被扶養者(たとえば妻)は第三者(たとえば婚姻関係にあっても)に該当します。その逆も同様です。

《第三者提供》

当健保と被保険者等以外の第三者に個人情報を供与することをいいます。個人情報保護法では、原則としてあらかじめ被保険者等の本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないことになっています。ただし、本人の同意については、個別の同意のみにとどまらず、被保険者等の利益に資すること(各種保険給付業務の迅速性や、手続等の簡便性アップなど)を目的として「黙示による包括的な同意」も法令に定めることにより本人同意が得られたものとして取り扱います。(なお、「黙示による包括的な同意」の場合、本人が希望すれば第三者提供を停止することができます)

また、上記のごとく、第三者提供には、本人同意が優先されますが、①本人との同意・②「黙示による包括的な同意」を得ず、第三者に個人情報を提供する場合もあり、法令等による場合や、人の生命等の保護が必要だが、本人同意を得るのが著しく困難な場合等がそれに該当します。(I 個人情報保護方針4.①～④の各号)

《黙示による包括的な同意》

個人情報の目的外利用や第三者へ提供する場合には、原則として本人の同意を得ることが必要です。ただし、第三者への個人情報の供与があらたに必要な場合、被保険者等の利益につながる事が明確であるのに、個別の同意を被保険者等全員から得ることは、現実的ではありません。したがって、個別の本人同意を取ることなく、健康保険組合のホームページ等で第三者への情報提供が必要と考える個人情報の内容と範囲あらかじめ告知した場合、これを法令に定めるところの「黙示による包括的な同意」といいます。これについては、被保険者等から明確な反対・留保の意思表示がないかぎり、同意が得られているものとして取り扱います。

《共同利用》

健康保険組合(たとえば富士フイルムグループ健保)が、事業主(たとえば富士フイルム(株))と共同で事業(たとえば健康増進事業)を行っている場合、当該事業に付随する個人情報は、共同で活用していく必要があります。このような場合を、「個人情報の共同利用」といいます。たとえば、健康保険組合と労働安全衛生法に規定する事業者が共同で健康診断を実施している場合または共同で健診結果を用いて事後指導を実施している場合などは、あらかじめ個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合をさしています。

共同利用を行うに際して、(ア)共同で利用される個人情報の内容、(イ)共同利用者、(ウ)利用目的、(エ)当該個人情報の管理について責任者の名称・氏名をあらかじめ本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態においておくとともに、共同して利用することを明らかにしている場合には、共同利用者は個人情報保護法における第三者に該当しません。